

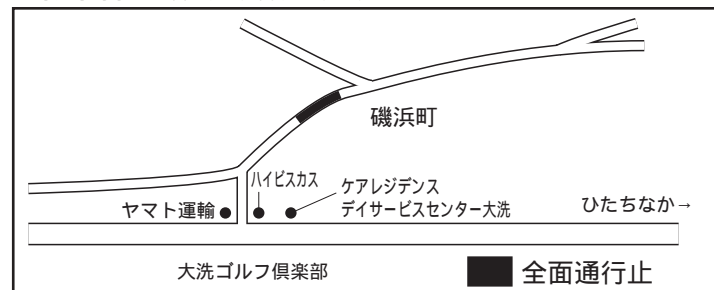
交通規制のお知らせ

道路改良工事のため交通規制を行いますので、ご協力をお願いします。

工事期間 11月上旬～1月中旬（時間 9：00～17：00）

工事場所 磯浜町地内

施行業者 (株)大山緑地建設 ☎ 267-3999



問合せ 都市建設課（内線 252）

「海の街・大洗大撮影会」開催のお知らせ

“波の花ちるリゾート・あんこう祭りを撮る”と題して「海の街・大洗大撮影会」が開催されます。一般の方でも参加できますので、ぜひご参加ください。

期 日 11月21日(日)

受付場所 大洗海浜公園駐車場(大洗わくわく科学館南側)

受付時間 9：00～12：00

参 加 料 一般 2,000円・全日写連会員 1,000円

撮影部門 モデル撮影、風景・スナップ撮影

撮影場所 大洗漁港、大洗マリンタワー周辺

主 催 全日本写真連盟茨城県本部、朝日新聞水戸総局

後 援 大洗町、大洗町教育委員会、(一社)大洗観光協会

問合せ 商工観光課 商工観光振興係（内線 332）

お詫びと訂正

「あなたと町議会」（議会だより）141号の表紙写真の説明書きについて、一部誤りがありましたので、下記の通り訂正してお詫びいたします。

表紙に掲載してある写真のうち

◎下段右（誤）大洗一中（正）祝町小

◎下段左（誤）祝町小（正）大洗一中

水戸・勝田都市計画に関する公聴会の開催について

都市の将来像を示す都市計画区域マスタープラン等に係る都市計画の作成にあたり、住民の皆様からご意見をいただくため、下記のとおり公聴会を開催します。都市計画の内容に対して意見を述べることを希望される方は、公述申出期間中に公述申出書を直接または郵送にて提出してください。（公述申出書の様式は閲覧場所で配布します。）なお、公述申出書の提出がない場合、公聴会は開催しません。

（県決定の都市計画について）

- 都市計画の内容/都市計画区域マスタープランの変更（水戸・勝田都市計画区域）・区域区分の変更（前原地区）
- 公聴会の開催日時・場所/日時：平成22年11月30日(火)14:30～
・場所：茨城県水戸合同庁舎401会議室（水戸市柵町1-3-1）
- 公述申出書の提出先/茨城県知事 橋本昌（茨城県土木部都市計画課扱い）あて [〒310-8555 水戸市笠原町978-6]
- 都市計画の内容の閲覧場所及び問い合わせ先
茨城県土木部都市計画課（県庁21階）TEL 029-301-4592
大洗町都市建設課 TEL 029-267-5111（内線 256）
- 閲覧期間及び公述申出期間（必着）
平成22年11月15日(月)～22日(月)
※土日祝日の閲覧はできません。

（町決定の都市計画について）

- 都市計画の内容/用途地域の変更（前原地区）・下水道（排水区域）の変更（前原地区・大洗港地区）
- 公聴会の開催日時・場所/日時：平成22年12月1日(水)13:30～
・場所：大洗町役場3階第2会議室（大洗町磯浜町6881-275）
- 公述申出書の提出先/大洗町長 小谷隆亮（大洗町都市建設課扱い）あて
[〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275]
- 都市計画の内容の閲覧場所及び問い合わせ先
大洗町都市建設課 TEL 029-267-5111（内線 256）
- 閲覧期間及び公述申出期間（必着）
平成22年11月15日(月)～24日(水)
※土日祝日の閲覧はできません。

平成23年度 産業技術短期大学校 入学者選考試験について

産業技術短期大学校は、「開かれた短期大学校」として「ITのプロフェッショナル」を育成している県立の短期大学校です。高等学校の新卒者ばかりでなく、概ね35歳までの社会人応募枠も設けています。

募集科名 情報通信科、情報処理科

受付期間/試験日

(1) 推薦試験（高等学校既卒者等）

後期日程：11月19日(金)まで / 11月26日(金)

(2) 一般試験

前期日程：11月26日(金)まで / 12月3日(金)

問 合 せ 茨城県立産業技術短期大学校 ☎ 269-5500

奄美地方大雨災害義援金の受付について

10月20日の記録的な大雨により鹿児島県奄美地方に大きな災害が発生し、特に奄美大島の奄美市、龍郷町、大和村では、この大雨により土砂災害・河川氾濫等の大きな被害を受け、災害救助法が適用されました。この災害にともない、共同募金会大洗町支会（大洗町社会福祉協議会内）では義援金の受付を行うことになりましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

受付期限 11月25日(木)まで

問 合 せ 社会福祉協議会 ☎ 266-3021

愛犬・愛猫家の皆様へ

最近、犬や猫のふんによる苦情が町に多く寄せられております。

愛犬のふんの始末は飼い主の義務です。特に散歩中のふんは必ず持ち帰りましょう。ペットを飼う際には、周辺に迷惑を及ぼさない心配りとしつけが大切です。

また、みだりに野良猫、野良犬にえさを与えないようにしましょう。

飼うなら責任を持って、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

町は、これらの違反行為を発見し、指導・命令に従わない場合は、大洗町環境美化の推進に関する条例に基づき、違反者の氏名や違反の事実を公表する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

問 合 せ 生活環境課 生活環境係（内線 244）